

第4回高根沢町景観計画策定委員会 議事録

【事務局 都市整備課 都市整備担当リーダー】

定刻を過ぎましたので、ただいまより開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第4回高根沢町景観計画策定委員会を始めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、建設産業部長の板橋よりごあいさつを申し上げます。

【建設産業部長 板橋 秀男】

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日ごろから高根沢町の景観行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

昨年10月に開催いたしました第3回の委員会におきましては、景観計画すべての章についての説明をさせていただきました。その中で、この景観計画が町民との協働によって策定されたものであること、今後の景観行政に対する取り組みへの覚悟など、多岐に渡って、委員の皆様方から貴重なご意見、ご指導を賜ったところがございます。

本日は、前回の委員会でいただきましたご意見、ご指導を踏まえまして、修正加筆した景観計画案についてご審議を賜りたいと考えております。前回と同様、委員の皆様からの忌憚のないご意見、またご指導を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

景観には、国で定める重要文化的景観があります。新聞によりますと、熊本県の漁村集落が、漁村としては初めて重要文化的景観に選定されることになったそうです。港があり、潮風の吹いている、一見何気ない当たり前な漁村風景ですが、穏やかな時間の流れに癒やされる漁村の原風景として評価され、選定されることになったものです。

高根沢町にも日本の原風景を思わせる田園風景が数多く残っています。町民及び事業者との協働により、田園風景の保全を図り、継承していきたいと考えておりますので、委員皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今回の委員会では、高根沢町景観計画（案）として確定させたいと考え

ておりますので、併せてお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局 都市整備課 都市整備担当リーダー】

ありがとうございました。次に、本日の委員会に入る前に、資料の確認をさせていただきます。お手元にある資料を確認したいのですが、次第、高根沢町景観計画（案）、資料1、資料2、以上でございますので、何か不足しているものがありましたら、おっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これから高根沢町景観計画策定委員会に入っていきますけれども、これ以降の進行については、委員長にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

あらためまして、こんにちは。第4回の高根沢町景観計画策定委員会ということで、今回が最終の委員会ということにしたいと思っておりますので、慎重なご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、高根沢町景観計画策定委員会設置運営要綱第9条第2項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、委員の2名にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速、議事に入らせていただきます。景観計画（案）について、計画全体につきまして本日検討願いたいのですが、資料1が用意されてございます。あらかじめ皆様には景観計画（案）に目を通していただいているかと思いますが、事務局から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

あらためましてこんにちは。4回目の景観計画策定委員会ということになりますが、よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

前回、景観計画の全てを提示させていただきまして、委員の皆様から数々のご意見、ご指摘をちょうだいいたしまして、今回再度修正させていただいたわけなのですが、修正した内容というものが資料1に記載してございます。こちらを基に説明をさせていただきます。

前回の案より修正した内容ですけれども、1つは委員よりご指摘いただきました土地の区画形質の変更については、具体的な数値を明確にすべきではないかというご意見でした。提出する側、提出されて判断する側、両方がどうしたらよいのか判

断に苦しむということになりかねないので、内部で検討した結果、宅地造成等規正法というのがありますが、こちらの基準と同様にしたいと考えました。読み上げますと、ア) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超えるのりを生ずることとなるもの、イ) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超えるのりを生ずることとなるもの、ウ) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 m以下ののりを生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2 mを超えるのりを生ずることとなるものとし、各々に図を付けわかるようにし、これに該当する場合には届出をさせることとしました。4つめの都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、その面積が1,000㎡以上のものについては、前回どおりです。

続きまして、裏面をご覧になっていただければと思いますが、景観形成のイメージの写真の差し替えになります。これは、本日欠席されています委員からのご指摘をちょうだいしたことです。市街地ゾーンの写真があまりよろしくないのではないかと、というご指摘だったかと思えます。建築物の「スカイラインの整った住宅の例」はあまりよろしくないということでしたので、「周囲の景観と調和した住宅の例②」に差し替えをいたしました。2つめの工作物ですけれども、フェンスですが、以前のものは向こう側の見える高さも低く彩度も低い色のフェンスの例を写真として出していましたけれども、こちらについては、委員のご指摘のあったフェンス内を緑化しているものの方が適切ではないかということでしたので、こちらについては、フェンスの内側に植樹されているものに差し替えました。

3つめが、景観計画の見直しに関する記述を加えたということです。本日お持ちになっていきます景観計画(案)の最後のページ、31ページをご覧になってください。

「5. 景観計画の見直し」という項目を追加させていただきました。これは、委員からのご意見だったのですけれども、協働によって景観計画を策定したということ、どういときに景観計画を見直すのか記述したほうが良いということでした。こういった記述は他市町村の景観計画ではあつたりなかつたりしますが、内部で検討した結果、あつた方が適切ではないかということで、最後に付け加えました。読み上げますと、「高根沢町景観計画は、学識経験者を始め、都市の美観又は都市景観について専門的知識を有する者、関係する行政機関及び民間企業の職員、高根沢町の住民の代表と、様々な方々の協働によって策定しました。良好な景観は、長期的な取

組みによって形成及び保全されるものであることから、今後は、さらなる良好な景観の形成及び保全に向けて取り組んでいきます。なお、社会経済情勢の大きな変化などにより、計画に定める方針や施策などの見直しが必要とされる場合には、景観協議会、景観審議会などの意見を参考にして、適切な措置を講ずることとします。」であります。この文章を追加させていただきました。

最後に4つめですが、語句の修正ということで、記述を若干の変更、文体の統一を行いました。これについては、委員に皆様にご協力していただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

修正点については以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。事務局の方から説明のありました修正内容等につきまして、何かご意見があれば、ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは先程、事務局のほうから伺ったのですが、本日欠席の委員からご意見を預かっているとのことですので、紹介をお願いいたします。

【事務局】

急遽、委員ですけれども、出張となってしまったと昨日の夕方お電話をいただきましたので、前もってご意見のほうを預かっております。委員からは、景観計画(案)についてはこれで良いのではないかと。ただ、今後の課題としての意見をちょうだいしております。1つは、今後、この計画を国・自治体に遵守させることが一番の課題ではないかと。2つめは、審議会というのも良いが、やはり町全体の景観協議会の立上げが必要とのご意見を頂戴いたしました。委員からの意見は以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。これについては、事務局として具体的な対応というのはいかがでしょうか。

【事務局】

まず、この計画を国・自治体に遵守させることについてですが、1つは県の方々とお話しをさせていただきながら進めたいと考えています、高根沢町は矢板土木事務所管内になるのですが、矢板土木事務所管内で初めて景観計画を策定することになりますから、まずは矢板土木事務所ときちんと協議をさせていただきたい。2つ

めとして、国の機関、ここは国道4号線がありますので、国道事務所との協議、また下館河川事務所と協議をさせていただき、何らかの整備を行う場合のルール作りをしましょうと呼びかけすることが必要ではないかと考えています。2つめは、町全体の景観協議会の立上げについてですが、これについては、われわれも考えていかななくてはならないのですけれども、部分的立上げが可能な箇所もあるのではないかなと思うので、そこから全体へと向っていくのも1つの方法ではないかとも思うので、並行して進めていきたいと考えています。

【委員長】

では、ただいまの委員のご意見とそれに答えた町の対応について、何かご意見がありますでしょうか。景観協議会に関しては、県内あるいは他県ではどういったものが立ち上がっているのでしょうか。

【事務局】

県内にある景観協議会ですが、確か日光市にあったかと思います。他は不勉強で申し訳ないのですが、那須町に景観協議会に関する規則がありましたので、きっとそのような活動をされているのだらうと思います。

県外ですと、第3回の委員会でもご紹介いたしました関門景観協議会というのがあります。山口県下関市と福岡県北九州市の門司地区に跨った、いわゆる関門海峡の両隣の市で立ち上げた協議会です。自由度が高いのも協議会の特徴でもありますので、われわれとしても考えていくべきと考えています。

【委員】

参考がいいですか。景観協議会ということで、国のホームページでも発信しているのですが、県内では日光市の景観協議会が国の承認をいただいております。那須町は協議会という名称ですが、ちょっと組織が異なるので、国が承認する景観協議会にはなっておりません。全国でも景観協議会を組織されている市町村は、まだ2桁でして3桁にはなっておりません。毎月数字が変わっているのですが、手元に直近の数字がありませんけれども、現在はそのような状況です。

【委員長】

日光市や那須町といいますと、観光地として有名ですね。ですから、観光に関する企業がいろいろと行っているんですね。

【委員】

協議会というのはもともと地元組織があつて、地元組織と行政が協働でまちづくりを進めましょうという組織であるわけです。ですから、地元の機運が高まりませんと、なかなか正式には景観法という景観協議会とは認められないわけです。

【委員長】

そういう意味では、いかに高根沢町の企業なり、一般の住民に計画の認知度と関心を高めて、自分たちも良好な景観形成の一翼を担おうという機運を持っていただくことが不可欠ではないでしょうか。これは今後の取り組みとして、町長始めとして、事あるごとに紹介していくことが必要ではないでしょうか。

では、意見が特にないようでしたら、この案をもって委員会の案として、町長宛に答申をするということになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、その他に今後のスケジュール等を含め、事務局よりお願ひします。

【事務局】

景観計画（案）についてご承認いただきましてありがとうございます。同意していただきました景観計画（案）ですけれども、委員会終了後、委員の皆様から署名捺印をちょうだいしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールについてお話しさせていただきます。先ほど委員長からもお話しありましたが、この計画（案）は町長に報告させていただきます。その後、予定では、今年度中にパブリックコメントと縦覧を実施したいと考えています。年度が変わりまして4月になりますけれども、景観法第9条第2項の規定に拠りまして、高根沢町都市計画審議会に意見をお聴きいたします。その後、高根沢町議会議員全員協議会に報告させていただきます。また、景観計画に基づいた条例ですが、予定では今年の6月の定例議会に上程し、議決をいただけるようにしたいと考えています。議決をいただければ、来年の1月1日から運用を開始したいと考えています。では、その間どうするのかということになりますが、いきなり運用しますと混乱してしまいますので、皆様に景観計画の中身を知っていただく、あるいは事業者の皆様に計画の内容を普及させていく、周知期間にしたいと考えています。

それから、景観計画（案）ですが、計画として確定した後、第1回から第4回までの委員会の議事録、委員名簿、パブリックコメントの意見などを併せて町のホームページに掲載したいと考えています。ただ、議事録については、委員のお名前は

伏せることにして、単純に委員ということにしたいと考えています。では、なぜ公開したいのかといいますと、これだけ委員の皆様の真摯な議論・意見・提案及び町民の皆様の意見によって、この景観計画ができたということを皆様に知っていただきたいと思っているからです。つきましては、委員会の議事録及び委員名簿を公開してよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

ありがとうございます。そうしましたら、委員会の議事録と委員名簿、委員の名簿については、委員のお名前と役職名のみとしますが、公開することとしたいので、よろしく願いいたします。

あと、報償金ですけれども、振り込まれているとは思いますが、万が一振り込まれていないようなことがありましたら、早急に私どもに連絡いただければと思います。

それから、最後に部長の板橋よりごあいさつがございます。

【建設産業部長 板橋 秀男】

景観計画案の 30 ページにもありますように、計画では、景観審議会を組織することとなっております。つきましては、景観条例の制定後に景観審議会を設置した折には、また皆様方に、ご面倒ではございますが、改めて委員の委嘱をお願いしたいと考えております。その節には、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

私どもからは、以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

パブリックコメント後に、発言者の名前は伏せるということですが、議事録及び委員の名簿を町のホームページに掲載するというので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

他に何かございませんか。よろしいですか。

これで無事に景観計画策定委員会が滞りなく終了いたしました。1年間に渡るご審議、ありがとうございました。

高根沢町景観計画策定委員会

議事録署名委員

議事録署名委員
